

市民提案型協働事業第二次審査及び行政提案型協働事業審査実施要領(案)

日時 平成30年10月4日(木) 8:45～
会場 小田原市役所503会議室及び大会議室

1 審査員

小田原市市民活動推進委員会部会委員(5人)

小田原市企画部長、市民部長、提案事業所管部長

※部長が欠席の場合は、副部長もしくは提案事業の所管課長が代理出席

※提案事業所管部長は、該当事業のみを審査

※企画部及び市民部が所管となる事業については、企画部長及び市民部長は提案型事業所管部長を兼ねる

2 スケジュール(仮) ※5団体の場合

- 8:45 審査員集合(503会議室)
・審査方法の確認、事前打ち合わせ
- 8:57 プレゼンテーション会場(大会議室)へ移動
- 9:00 公開プレゼンテーション開始
・開会
・部会長あいさつ
・プレゼンテーション(1団体7分)
・委員質疑(1団体8分程度)
- 10:30 閉会
＜休憩＞ ※事務局で集計
- 11:00 審査会開始
- 12:00 審査会終了

3 プレゼンテーション及び質疑

団体が提案事業の内容を記載したプレゼンテーション用資料(A4横向き・16枚以内)を用意し、7分以内(厳守)で発表を行う。発表者は団体から3人以内とする。

資料は委員の手に配布するとともに、プロジェクターで拡大投影する。

質疑については、事業ごとに8分程度で行う。団体及び市担当課に質問を行うことができる。

4 選考の視点

多角的な審査を行うため、下記の視点に基づき、協働事業としてふさわしい事業か、適正に計画されている事業か等を総合的に評価し、選考する。

項目	視点
提案内容の妥当性	公益性が高く、解決の求められている課題であるか
事業の実現性	事業の実施手法・実施体制・実施スケジュールは適切か
費用の妥当性	費用は適切に算出されているか 予算と事業成果の費用対効果は十分に見込めるか
相乗効果	協働による相乗効果が期待できるか
役割分担	市との役割分担は適切であり、それぞれの特性を活かした役割分担であるか
団体の実施能力	事業の実施にあたり、提案団体が必要な資質を有しているか
事業の発展性	協働により市民サービス・事業効率が向上するか 事業の継続性や発展性が期待できるか

5 審査の手順

(1) 採点表の記入

- ・企画提案申請書等の団体提出資料（申請時の資料含む）及びプレゼンテーションを基に審査を実施する。
- ・「選考の視点」（P 1 記載）の各項目に、それぞれ5点満点で採点する。
- ・「査定金額」欄は、事業内容はよいが申請金額の積算根拠が適当でないと考えた場合や、事業内容の一部を修正する必要があると考える場合に、適正と思われる金額を記入する。（申請金額が妥当で、事業内容の修正も必要ないときは、記入しない。）
- ・「査定金額」欄に金額を記入した場合は、所見欄に理由を記載する。また、団体に添えたい意見等がある場合も、所見欄に記載する。

(2) 判定

- ・第二次審査通過事業を決める際には、全ての審査項目において、全員の平均点が3点以上かどうかを一つの判断基準とする。

(3) 審査通過事業の決定

- ・公開プレゼンテーション実施後に開催する審査会の席上で行う。

6 審査会の実施方法

- (1) 採点表の集計結果を委員に配布する。（プレゼンテーション後の休憩時間中に作成）
- (2) 意見交換後、第二次通過の有無を決定する。
- (3) 条件付き通過及び不通過となった場合は、その理由や根拠を確認する。

7 その他

審査に公正を期すため、委員本人もしくはその同居の親族が所属している団体が応募した場合、その委員は審査に加わらない。

8 プレゼンテーション会場レイアウト（大会議室）

